

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成24年9月6日（木）

開 会 午前9時0分

中村委員欠席

【議 事】

議案第69号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第5号）」

当委員会所管部分（街づくり計画部）

石井委員長

火災に起因する補正予算であることから、火災状況について理事者より説明願いたい。

新堀街づくり
計画部長

新所沢けやき通り団地の火災ですが、本年3月10日土曜日、午前6時10分ごろ、1階、109号室から出火し、39.71㎡の単身者用借り上げ住宅が全焼しました。消火活動は、午前6時10分に同団地入居者が消防へ通報し、6時17分に消防が到着し、消火活動を行い、午前7時18分に鎮火したものです。出火原因は、消防及び警察が捜査した結果、不明とのことでした。なお、この団地は1棟40戸はすべてを借り上げていますが、火災発生後、他の入居者はすぐに避難しました。

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

議案質疑では、出火原因が不明のため、賠償責任は発生しない旨の答弁だったが、一般的に過失責任が明らかになった場合、賠償責任は発生する

のか。

大館都市整備
担当参事 明らかに過失、あるいは重過失がある場合は、損害賠償責任が発生することになります。

西沢委員 その点については、条例で定められているのか。

大館都市整備
担当参事 損害賠償は民法の適用が優先されます。

石本委員 現在は出火原因が不明だが、後に放火など第三者によることが判明した場合は、所沢市が対象者に請求することになるのか。

大館都市整備
担当参事 そのような事態になれば請求を行うことになります。

石本委員 議案資料によれば、他の自治体の類似する政策等は「なし」とのことだが、他市の市営住宅が火災になった例はあるものの、URの住宅を借り上げている市営住宅が罹災し、修繕を行うケースは「なし」ということではないか。

大館都市整備 担当参事	そのとおりです。
石本委員	議案質疑では、保険料は56万8,000円との答弁があったが、火災保険の内容について説明願いたい。
大館都市整備 担当参事	「建物総合損害保険共済」という名称ですので、火災に限らず、他の損害にも適用される保険内容です。
桑島委員	建物総合損害事業の運営主体はどこか。
大館都市整備 担当参事	社団法人 全国市有物件災害共済会です。
桑島委員	火災発生に伴い保険料が増額してしまうことはないのか。
大館都市整備 担当参事	全国の市有物件で加入しており総数も多いことから、今回の火災発生に伴う保険料の増額はないものと思われます。
谷口委員	もし、この火災が放火だったとした場合、市と保険会社と、どちらが損害賠償請求を行うのか。

大館都市整備
担当参事 通常、市が請求することになると思いますが、保険金給付後に請求を行うこととなった場合は、保険金の返還など、問題が生じることが予測されます。

西沢委員 退去修繕費は13件を見込み、例年より増えているとの答弁であったが、その理由について伺いたい。

大館都市整備
担当参事 当初予算は、例年、年間30件程度の退去修繕を見込んでいますが、一般の退去に加え、本年4月に施行された条例改正により、死亡や転出などの世帯変更に伴う単身入居要件を満たさなくなったケースについて、順次退去指導を行っていることから、退去件数の増加が見込まれるため、補正をお願いするものです。

谷口委員 修繕費1件あたりの単価は平均約69万円になっているが、入居者の利用状況等により、修繕の費用は増減するものなのか。

大館都市整備
担当参事 実績によれば、平均約50万円から60万円ですが、市営住宅の中には昭和40年代に建設した古い建物もあり、経年劣化による修繕も発生しています。また、市営住宅は民間の賃貸住宅と比べ、どうしても入居期間が長くなる傾向があり、特に風呂釜の交換などの修繕費用が発生していま

す。なお、今回の補正につきましては、対象住宅の部屋面積等を鑑みて補正をお願いするものです。

矢作委員

単身入居者が民間賃貸住宅へ退去した場合、家賃が増えることになり
が、退去した市民に対する市の家賃補助はないのか。

大館都市整備
担当参事

そうした退去者への家賃補助はありません。

【議案第69号街づくり計画部所管部分質疑終結】

【意見・採決保留】

休 憩 午前9時15分

【説明員交代】

再 開 午前9時16分

議案第90号「市道路線の認定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

久保田委員

路線名5 - 1996号線の場所の確認をしたい。また、道路の長さを確認したい。

師岡建設総務
課長

案内図は4になります。市立山口民俗資料館の西側に位置し、道路延長約89.7mです。

石本委員

市道3 - 1088号線についてだが、道路付近の公園で、深夜、子どもが遊んでいるとの情報があるが、もし、事故が起きたとすると、市道の認定と事故の責任はどのようになっているのか。

師岡建設総務
課長

この路線につきましては、市道の認定前になりますが、土地を市が所有していますので、市に責任が及ぶ場合もあります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第90号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第91号「市道路線の認定について」

議案第93号「市道路線の廃止について」

石井委員長

議案第91号「市道路線の認定について」と議案第93号「市道路線の廃止について」は関連していますので、一括審査とします。

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑畠委員

市道の幅員の基準は4.2mだったはずだが、この再認定は幅員3.6mとなっている。その点について説明願いたい。

師岡建設総務
課長

市道路線の一部廃止に伴う再認定の場合は、残る区間につきましては新たな整備を実施しない場合、既存の幅員を認定することとなり、今回は3.6mとしたものです。

桑畠委員

以前、この市道について、近隣住民が占用しているとの指摘があったようだが、この市道の現状を伺いたい。

師岡建設総務
課長

再認定における市道部分は確保されており、占用されている状況はありません。

桑畠委員

国道463号を跨ぐ部分はトンネルになっているが、トンネルは市道除

外になるはずである。このトンネルは埋めないのか。

師岡建設総務
課長

このトンネルは埋める予定です。

西沢委員

市道廃止部分の畑は、一体利用による道路敷の一部売払い申請があった
とのことだが、利用目的等は把握しているのか。

師岡建設総務
課長

流通倉庫の建設による一体利用を予定しているとのことです。

桑畠委員

現在、この土地の種目は農地で、農地転用申請が予定されているはずだが、こうした例の場合、農業委員会では、すでに売払いは完了し、条件が整っているものとみなされて、農地転用の申請はそのまま了とされている。所沢市の場合、一体利用の場合は、まずは売払い申請が先に行われているようだが、他市の例はいかがか。農地転用を行った後、道路認定の廃止を行うという方法も考えられるがいかがか。この順序は思いのより重要であり、農業委員会の農地転用の判断に縛りを掛けてしまうことが懸念される。農地転用があらかじめ予測される市道の売払いについて、所沢市の運用、および他市の例について伺いたい。

沖本建設部長

市道の売払いにつきましては、地権者等から現状の市道を一体利用したいという申し出により、廃道するというもので、その後の扱いは、別の取扱いになるものと考えています。

桑畠委員

地方自治法第1条の2第1項には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と掲げられており、他の所管だからという縦割りに考える事はおかしい。基本的には、関係部署と連携を取るべきであって、今回は、すでに倉庫が建設されるという事実を知っているので民法上も善意の第三者ではない。しかも、この時点で本議案が提出されたとなれば、農地転用を前提とした議案であり、継続審査とすることで、農業委員会の審議を待つて議案審査するという可能性も生じてくる。農業委員会での農地転用は、非常に大きな財産処分であって、議会が個人の財産価値を高めるために、一定の利益を供与することになりかねない。こうした考えも生じることから、所沢市の考え方及び他市の事例が伺うことが出来なければ、審査は行えないと思うがどうか。

沖本建設部長

農業委員会の農地転用の許可の要素に廃道が関係するのであれば、農業委員会とお互いにチェックする必要があると思います。しかし、その要件がなく、道路を跨いでも、物流倉庫の建設が可能であれば、話は違ってくると思います。

桑畠委員

この農道を切られたら、沿道サービスで倉庫を建設することとなり、結果、間口部分が取れなくなるのではないかと。さらには倉庫建設の計画が危うくなるのではないかと。この議案は、他の売払いケースと異なり、慎重を期して審査すべき案件なので、過去事例や市の方針、および他市事例と比べる必要があると思うがどうか。

師岡建設総務
課長

市道の売払いにつきましては、他市におきましても、行き止まり等により通行実態がなく、廃止しても影響がない場合、所沢市と同様な取扱いを行っているものと思われませんが、農地転用との関係は、他市情報の資料は手元に資料がありません。

桑畠委員

もし廃道としないとした場合、一体利用とする倉庫建設計画は可能なのか。この点は重要なポイントであり、だからこそ売払いの要望があったのではないかと。この審査による可否は、ある意味で、農地転用を認めてしまうことに繋がりがかねない。だからこそ、他市の廃道と農地転用の事務手続き手順については確認しておきたい。

石井委員長

一旦、協議会とし、審査の進行等について確認したい。よろしいか。(委員了承)

休憩 午前9時30分

(休憩中に協議会を開催する。)

再開 午前 9 時 5 5 分

石井委員長

理事者より報告事項はあるか。

師岡建設総務

休憩中、他市事例を電話にて確認しましたが、同様な事例はなく、確認

課長

できませんでした。また、本議案の売払いについて、農業委員会へ確認したところ、農地転用の申請は出ていませんでした。

桑畠委員

農振除外申請が提出されていることは確認したのか。

師岡建設総務

倉庫建設を予定している農地は、農業振興地域を含む計画とされており、案内図 5 の廃道予定の南側にある農地を除外申請する予定とのことで

課長

す。

桑畠委員

農振除外申請や農地転用に関する質問に対し、答弁できるのであれば、やはり審査するうえで、最初から倉庫建設計画の全容について、議会に説明すべきではないのか。

森田建設総務

農振除外につきましては、国道 4 6 3 号沿いの流通業務施設指定区域を

課主幹

外れた部分について農振除外の申請が出されているとのことです。この点につきましては、ただ今確認してまいりました。現実的に開発の具体的な

案については、建設部としては把握していない状況です。あくまでも開発の区域として、計画案は承知していますが、具体的な内容は確認できていません。

桑畠委員

農業委員会の審査経過は把握しているか。

森田建設総務
主幹

農業委員会では農地転用の申請は出されておらず、農振除外の手続き完了後に農地転用の申請が出されるものと思われます。

桑畠委員

国道463号を跨ぐトンネルの穴埋めに要する費用はいくらか。

師岡建設総務
課長

申請人負担のため金額は承知していません。

【質疑終結】

【意見】

桑畠委員

議案第91号及び議案第93号の廃止と再認定について意見を申し上げます。基本的に売払い申請による市道について、特に農地の場合は慎重を期すべきと思います。そのためには、なるべく農業委員会や市関係機関と連携を密にして、認定後、特に農地転用が予測される場合は、この売払いが一つの農地転用を促す要因になってくる可能性もあることから、そう

いった情報提供をしっかりと行ったうえで、議案の提案を行っていただきたい。それから農地の売払いにあたっては、どのような手順を進めていくのかについても、ある程度、所沢市の方針を定められた方がよいのではないかとすることを求めまして賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第91号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第93号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第92号「市道路線の廃止について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

この現場は、すでに介護老人保健施設が建っていたように記憶しているが、この市道の実態はどうなっているのか。

師岡建設総務
課長

市道の位置には介護老人保健施設が建設されています。

石本委員

介護老人保健施設が占用しているのであれば、何故、建設前に市道廃止の議案が提出されなかったのか。

師岡建設総務
課長

今回の開発申請において、都市計画法の協議の中で、南側の市道4 - 785号線に付け替えて整備するという協議を結び、開発許可を行ったことから、工事完了後に市道廃止の議案を提出したものです。

石本委員

介護老人保健施設の開業はいつか。

師岡建設総務
課長

平成24年4月です。

石本委員	市有地に建つ自治会館等は、通常、土地の賃借料が発生しているはずだが、この道路に関しては、賃借契約はどうなっているのか。
師岡建設総務課長	賃借契約は結んでいません。この土地と事業用地の一部を交換する手続きを行っています。
桑畠委員	本来であれば、市道の等価交換手続きが完了し、市道廃止の手続き完了後に施設建設が行われるべきと思う。もし、市道の廃止が認められなかった場合はどうなるのか。福祉以外の事業でも、同様に建築を先に認めているのか。
師岡建設総務課長	開発許可の区域内に市道があった場合、開発許可の協議の中で、道路の拡幅や新設道路の設置などの協議が整った場合は、開発許可は認められますので、今回のように建築が先に行われ、事業完了後に廃止の手続きを行っています。なお、他市においても同様とのことです。
桑畠委員	これまで、市道の認定と廃止の議案はセットで提出されてきたが、廃止を先に行い、後に、路線の拡幅等について議案を提出する方法もありえるのか。
師岡建設総務	今回の市道4 - 785号線につきましては、幅員の変更のため、議決案

課長	件になりません。
桑島委員	市道4 - 785号線はどのように付け替えを行ったのか、再度説明願いたい。
師岡建設総務課長	開発許可の協議では、市道4 - 810号線を廃止する代わりに、介護老人保健施設敷地に接道している市道4 - 785号線を拡幅するというもので、協議が整いました。
桑島委員	やはり、廃止の議案を先に提出することは不可能ではなかったはずだがいかがか。
師岡建設総務課長	廃止の議案を先に提出することは可能ですが、今回の事案は、市道の機能を付け替えることで協議したため、今回提出したものです。
桑島委員	しかし、拡幅は議決事項ではなく、理事者側の理屈であり、すでに市道が無く、建物が建っている実態では、議会の議決は何ら意味をなさないことになる。議会軽視と言わざるを得ない。やはりこうしたケースの場合、市道廃止の議案を先に行うべきである。道路の廃道は、建設許可に繋がる、土地利用を促進させる機能が含まれており、だからこそ議会が認定を行っているものと考えている。もし、廃止が認められなかった場合、どうする

つもりなのか。以前、指定管理者の議案提出の時期について、12月から9月に変更された経緯もあり、今回も同様なことが言える。なぜ、廃止の議案を先に提出しなかったのか理由を伺いたい。

師岡建設総務
課長

開発許可の協議の中で、同等の機能が担保できるような計画であれば、事業完了後に廃止の手続をしています。以前に、国土交通省に問い合わせしましたが、都市計画法の開発許可基準を満たしていれば、開発許可されますので、その後、完了後に市道廃止の議案を提出することになります。

桑島委員

その根拠を示していただきたい。文書はあるのか。文書も存在しない国土交通省の発言は、公文書とは認められないと思うがどうか。

沖本建設部長

ご指摘のとおり、事業完了後でなければ市道廃止の議案を提出できないというわけではなく、協議終了後、付け替えや拡幅等の協議結果を踏まえ、廃止の議案を提出すべきと考えますので、議案の提出の時期については今後検討していきたいと思います。

谷口委員

他市事例があるとのことだが、今回のケースは、所沢市では初めてのケースなのか。

師岡建設総務

年に1件程度はあります。

課長

石本委員

市道４－７８５号線の拡幅工事はいつ完了したのか。

師岡建設総務

平成２４年２月末までには完了しました。

課長

久保田委員

やはり農業委員会との関連もありますので、お互いに責任を持ってもらわなければいけないと思います。いろんなところで会議を開いて、進めてもらいたいと思います。大きくするとすれば、いくらでも大きくなるわけですから、内部調整を行っていただきたいと思います。

【質疑終結】

【意見】

桑畠委員

議案第９２号について意見を申し上げます。まず、今回の案件は、すでに施設を建てた後で廃止の議案が出されています。さまざまな街づくりの手法において、やむを得ない事情もありますが、原則として、このような議案を出されても、賛成せざるを得ないわけですから、民主的な手続き論から言っても、明らかに大原則を踏み外しているわけですから、皆さんの手間を減らすためではなくて、民主的統制の手段として、廃止路線を先行して提案されるなど、議案提出の方法をちゃんとってから、出されるこ

とを切に望んで賛成の意見とします。

石本委員

賛成の立場ですが、先ほどの議案第91号、議案第93号にも関連しますが、今回のケースのような廃止及び認定の場合、今後は、議案資料をきちんと、より丁寧に、廃止・認定の至るまでの経緯を詳しい議案資料を付けていただきたい事を申し添えて賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第92号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第 69 号「平成 24 年度所沢市一般会計補正予算（第 5 号）」

当委員会所管部分（建設部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意見・採決保留】

休 憩 午前 10 時 15 分

【説明員交代】

再 開 午前 10 時 30 分

議案第 8 1 号 「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

今回は受益と負担の明確化ということで、工事店の指定と手数料の徴収に関する議案だが、他市の積算根拠の事例を見るとかなり開きがある。所沢市の積算根拠を伺いたい。

中村下水道維持課長

事務処理に係る人件費として、平成 2 2 年度の所沢市職員の平均給与 6 7 6 万 6 , 0 0 0 円を、分単位の 1 年間の勤務時間 1 1 万 2 , 5 3 0 分で割ると、6 0 . 1 円になり、1 分あたり 6 0 円とします。新規の指定工事店にかかる時間を 1 6 0 分、更新は 8 0 分、新規の責任技術者を 3 0 分、更新は 1 5 分とし、それぞれ掛け、人件費と、サービスに要する経費として、コピー料や電算処理費用といったものを勘案して算出したものが、新規の指定工事店が約 1 万 4 0 0 円で手数料として 1 万円、指定工事店の更新は 5 , 2 2 0 円で 5 , 0 0 0 円、新規の責任技術者は 2 , 2 1 0 円で 2 , 0 0 0 円、更新は 1 , 0 0 0 円となります。

西沢委員

具体的に職員のどのような作業に係る費用なのか。

中村下水道維
持課長

市内だと店舗調査を行うので、現地に行って指定工事店の看板がしっかりしているか、責任技術者がいるか、機材は揃っているか等を見るといった時間が、新規の指定工事店の場合160分です。県内の場合、ほとんど住所を有するところの市町で指定をとっているので、写真で確認したり担当の市町に情報を聞いて、大丈夫だということであれば指定工事店の写しなどを参考にして書類審査をしております。

矢作委員

市内業者の育成という観点から、設定料金に差を設けないのか。

中村下水道維
持課長

県内37団体中32団体が手数料を取っておりますが、差を設けている市はありません。所沢市でも、市内と市外の差を設けることはしておりません。利益を得ているわけですので、市内も市外も同じだと考えております。

石本委員

実態的には市内業者の方が手続きに時間がかかるということか。

中村下水道維
持課長

市外業者も他市の状況を調べるのに時間がかかりますので、それほど市内業者と市外業者の差はありません。市内は見に行けば分かりますが、市外は実際見に行くと時間がかかってしまうので、登録している市町に資料要求したりしていますので、時間的にはそれほど変わらないと思います。

久保田委員 市外業者は110店舗、市内業者は71店舗ということだが、市内を優先するという考えはないのか。

中村下水道維持課長 どの市でも市内業者を優先するという考えは持っていません。所沢市としても市内業者を優先することは考えておりません。

久保田委員 業者の育成という考えはないのか。

中村下水道維持課長 市内は71店舗がありますので、これ以上大きく増えるということは考えにくいです。年間に約10店舗増えていますが、そのうち市内は増えても1、2店舗です。

久保田委員 市外業者の方が安いということか。

中村下水道維持課長 市外業者が安いというわけではなく、所沢市の工事店の方も、他市町に登録手数料を支払って工事を行っています。他市の業者が所沢市で工事を行う場合は登録手数料を支払わずにできます。不公平さをなくすためにも、市内と市外は区別なく行うものと考えております。

矢作委員 最近の傾向で、廃業する業者はいるのか。

中村下水道維持課長	廃業する業者もいます。
矢作委員	手数料は、第5次所沢市総合計画や受益の負担の明確化のほか、公営企業化を機に設けるとのことだったが、公営企業化がなければ手数料を徴収しなかったのか伺いたい。
中村下水道維持課長	第5次所沢市総合計画や所沢市第5次行政改革大綱により受益の負担の明確化の関係があります。公営企業化はあくまでもその機会であって、手数料を徴収するのは時期的には遅くなったと思っております。
桑畠委員	そもそも所沢市はあらゆる手数料を集約する手数料条例を作っているが、なぜこの手数料は位置づけなかったのか。
坂本下水道部長	原因は私どものほうでは分かりませんが、手数料条例で定めている県内の市もあります。32市中、羽生市、桶川市、川口市、幸手市等の7市です。さいたま市は下水道排水設備指定工事店条例があり、その中で規定しております。その他の市については、全て下水道条例の中に入れ込んでいくということで、所沢市についても下水道条例を見ることで、下水道のことが一括で分かるように下水道条例に位置付けさせていただきました。

桑島委員

そもそも手数料というのは、受益と負担の関係であり、例えば行政サービスに対する受益と負担というふうに、全ての人がアクセス可能なものについての受益と負担が生じると考えられる。しかし、今回の場合は他の手数料と違うことから、下水道条例に位置づけても可とするという考え方もできるがいかがか。

坂本下水道部長

今回の場合は、手数料自体の中身が、事務処理に係る経費を負担いただくということになりますので、広く受益者負担と捉えています。第5次所沢市総合計画の中で受益と負担の適正化が掲げられていますので、受益者負担の大枠にあるという位置づけで捉えさせていただきました。

桑島委員

受益と負担ということなら手数料条例の中に位置づけるべきである。それによって住民は所沢市としての受益と負担を一覧をもって見ることができるという前提がある。これは限定された範囲の人達に対する、しかも工事の水準を留めるという行政からの要請により設定するものである。手数料条例に組み込むという考えはないのか。

坂本下水道部長

今のところはありません。

石本委員

今回この条例を提出するにあたって、下水道事業運営審議会には諮った

のか。

坂本下水道部
長 諮っておりません。

石本委員 下水道事業運営審議会は常時開かれているわけではないが、12月に料金を改定しようとして審議されていた。諮らなかったのはなぜか。

坂本下水道部
長 市民に総じてお願いする下水道使用料とあくまでも特定の者に対する手数料ということで、別の扱いをしました。審議会は確かに開かれていましたが、手数料はここで初めてゼロからプラスに変わるわけですが、中身としては下水道事業運営審議会にお願いする内容ではないと考えました。

石本委員 下水道料金を上げるという議案が12月議会に出ることが予想されている中、手数料の金額を上げてなおかつそれでも下水道料金も上げるのだという説明をしたほうが、市民に対しても説明しやすいと考えるがどうか。

坂本下水道部
長 今まで見逃されていた排水工事店の指定と責任技術者の登録を先にお願ひし、次に市民の方に負担いただく順としました。

西沢委員

指定工事店の指定や、責任技術者の登録について、根拠と目的を伺いたい。

桑畠委員

関連するが、工事をしたときに、指定工事店ではないと市の補助は出ないのか。

坂本下水道部長

国の示す標準下水道条例に排水工事店の指定と責任技術者の登録の記述があります。この標準下水道条例については、ほぼ全国で使われています。その中には、指定工事店の登録の手数料の関係も入っています。目的については、公の下水道管に接続するので、それなりの技術を持っていないと、安心して任せられないということがあります。見えないところで埋もれてしまうので、一定の技術や資格を持った方がしっかりやることが原則となりますので、そういったところの届出も含めて下水道条例に規定しながら届出をいただくことが目的です。また、指定工事店でなければ宅地内の排水工事はできませんので、指定工事店以外のものは工事することがなく、仮に施工した場合には所沢市の下水道条例に違反していることとなります。

矢作委員

手数料の徴収は、公営企業化するということで独立採算を求められることも背景にあるということでしょうか。

中村下水道維
持課長

公営企業化も加味しております。

【質疑終結】

【意見】

矢作委員

日本共産党を代表して反対の立場から意見を申し上げます。所沢市下水道条例の一部を改正し、指定工事店の指定及び責任技術者の登録と更新にかかる手数料を新たに徴収する条例制定ですが、提案理由として下水道事業を公営企業化することを契機として第5次所沢市総合計画及び所沢市第5次行政改革大綱に掲げられた受益と負担の明確化とのことです。見込まれる手数料は僅か38万円であり、廃業もある中で、この議案には賛成できませんので反対いたします。

桑島委員

賛成の立場から意見を申し上げます。手数料条例は市として一括して見直したときになぜこれが漏れたかがわからない、その説明もできないということで、統一した行政運営がなされていないということに非常に危惧を覚えるものです。2つ目の論点としては、もし市が言うように、受益と負担の関係ということであれば、本来であれば手数料条例の中にこれを加えるものであるべきだと考えます。一方で下水道条例の中にこの手数料の条項を置くということは、受益と負担の関係とは言いにくいのではないかとということで、受益と負担の関係に基づく、この新たな手数料設置という説明には納得がいきませんが、そもそも手数料の見直しのときにこれをやら

なかったということであれば、こういった手数料の条項を作ったということは一応評価をして賛成の意見といたします。

久保田委員

所沢フォーラム“ おおぞら ”を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。本議案については、来年度に迫った水道事業との統合を控え、指定工事店の指定、責任技術者の登録についてきわめて妥当な判断、手続きであり、また統合も所沢市上下水道の発展と市民へのサービスの更なる向上を望みまして、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第81号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第 8 2 号 「所沢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

桑島委員

下水道事業の経営規模が、計画処理区域面積と計画処理人口が都市計画区域のそれぞれの値を超えて設定されている。本来下水道事業は都市施設という大前提がある中で、これを規定してしまうことについて合理的な説明があれば伺いたい。

北田下水道総
務課長

今回下水道事業の経営の規模ということで、3点記載しましたが、県の計画で、荒川流域別下水道整備総合計画という、俗に言われる流総計画というものがありますが、その計画に位置づけられた数値を記載しております。下水道の整備面積が都市計画区域を超えたということですが、整備面積は基本的に所沢市全部から米軍基地と狭山湖を抜いた区域となっております。都市計画区域というと市街化区域のみということではありませんので、下水道整備については調整区域も含めて流総計画の中に入れております。

桑島委員

市街化区域に限定して、都市施設なり下水道は整備するという大前提がある。都市計画税は特定目的税として、市街化区域に関してしか使えない。

流総計画があるといっても、事実上この条例が通ることによって、調整区域全てを下水道の対象とすることを認めてしまうことになりかねない。そういった意味でいえば、どのように理解すればよいのか。他市においても同様にしているのか。

北田下水道総務課長 荒川流域別下水道整備総合計画の中の荒川右岸の流域においても市街化区域のみで行われている市町村はありませんので、市街化調整区域も含めて流総計画の中に位置付けされています。

桑島委員 流総計画は条例事項ではなく、あくまで計画である。しかしこの条例を認めることによって、市内全域が条例の対象区域となる。投網はかけるが、調整区域を進めるという前提ではないということを確認したい。

北田下水道総務課長 昨年、下水道運営審議会においても第3期の整備については2年繰り下げという決定がされており、市の方針としても期間の延長を決定した事情がございます。今後の状況によっては他の流域とも整合性を図りながら、流総計画を見直す方向になることもあるかと思えます。

桑島議員 現在、荒川右岸は基本的に計画処理区域面積ということで市街化調整区域も含まれているが、県内の他の流総計画はどのようになっているのか。

北田下水道総
務課長

県内においては同じですが、他県は把握しておりません。

石本委員

第3条の「経営の基本」で、水道と下水道の給水人口と計画処理人口が出ていますが、以前水道と下水道で人口推計が違ったかと思うが、今回は人口推計に基づく数字は統一されたものなのか伺いたい。

北田下水道総
務課長

おのこの人口推計です。下水道については県の推定に基づいた人口推計を使っています。

石本委員

今回の上下水道の統合は、第5次所沢市総合計画に基づくものだという説明があったが、第5次所沢市総合計画の策定時に人口推計は大変大きな問題となった。第5次所沢市総合計画に基づく上下水道一体化であったら、人口推計の統一化に基づく経営の基本を出すべきだったと思う。そういう議論はなかったのか。

坂本下水道部
長

現にある具体的な計画の数値を記載することになっているので、水道については昭和63年に厚生大臣の認可を受けた計画の給水人口、1日最大水量といった数値になっております。下水道については、下水道の県内の最上位計画である流総計画に基づいた数字ですが、これは平成21年に策定されていますので、昭和63年に策定された水道についてはまだまだ右

肩上がりの人口推計、平成21年に策定した流総計画ではもう人口減少が見えている時代での策定ということで、その辺の差が出ていると思います。人口推計については所沢市は人口問題研究所の数字を使うのではなく、独自の数字を実績値を含めながら毎年見直しをしているので、本来そういった数値が使えるればよいのですが、現にある具体的な数字を使うことになっていますので、ここでは齟齬が生じているということになります。

矢作委員

今回地方公営企業法の全部適用ということで提案されているが、公営企業化のための検討の際にどのような課題があったか伺いたい。また、独立採算が求められるということでは、市民負担が増えることが心配される。他市の状況を伺いたい。

北田下水道総務課長

県内の全部適用の団体については川越市、狭山市、深谷市の3市、一部適用の団体についてはさいたま市等5市で、合計8団体ありますが、公営企業化を機に料金を値上げした団体はありません。課題としては、全部適用ということで、組織に関すること、財務関係のこと、職員の身分のこと、当面それを一つの事業で取り組まなくてはなりませんので、組織立てや、会計方式の移行も課題となります。しばらくの間事務が煩雑化しますし、事務要員も本来であれば増員となる課題がございます。

矢作委員

来年4月以降事務が煩雑化することが市民サービスに影響してはなら

ないと思うが、そういうことを考慮してやっていくのか。

北田下水道総
務課長

下水道事業だけが単体で全部適用して運営していくのではなく、今回既に公営企業法を適用している水道部との統合を進めることとなります。事務は煩雑になりますが、組織を統合することにより、すでに、地方公営企業法を適用している水道部のアドバイスを受けながら、効率的な事務を行い、なるべく職員増はしないで進めていきたいと考えています。

矢作委員

公営企業化している自治体は全体的にまだ少ないという印象を持っているが、なぜ今公営企業化しなくてはいけないのか、もう少し状況を見ても良かったのではないかと考える。どのような議論があったのか伺いたい。

北田下水道総
務課長

今の特別会計においても地方財政法の規定により独立採算が原則となっています。ただし、公営企業化ということで、財務の処理方法も単式簿記から複式簿記に変わります。それに伴い、新たに資産、負債等の貸借対照表も作成しますので、経営の状況が明らかになるというメリットがあります。今後、事業を運営していく上で明確な経営状況の把握が必要になると思いますので、公営企業法を適用することと判断させていただきました。

矢作委員

資産や負債等が色々明らかになってくるということでは、そういう点を十分に検討して、もう少し後に判断するということもあるかと思うがどうか。

北田下水道総務課長

使用料を全額回収しきれていない状況もあり、また近年の状況ですと、一般会計の財政状況も厳しい状況で、それに伴う繰入も厳しい状況です。汚水処理経費については、本来は税金で賄うものではなく、下水道使用料によって運営することが原則ですので、時期的には早急に公営企業化する必要があります。また、下水道事業は今は任意ですが、国からも今後の動きとして公営企業化という流れがきておりますので、本市においても公営企業化を判断させていただきました。

桑島委員

下水道の全部適用の話と上下水道の一体化を同時に進めるのはスケジュール的に厳しいと考える。両方とも関係する動きではあるが、ある程度全部適用を踏まえたうえで組織統合をするという考えもあると思うが、どのような判断だったのか。

坂本下水道部長

公営企業化と組織の統合は、第5次所沢市総合計画前期基本計画で進めていく事業ということで基本方針が掲げられており、それに沿った今回の議案ということになります。今回公営企業化を前面に出して、会計の透明性を果たしていこうということが前提にありましたので、そこから進めて

いこうということですが、下水道部の職員は企業会計の手法は初めてで、研修は行っていますが慣れるまでに時間がかかります。組織統合をして会計部門が総務部門を含め、水道の職員とノウハウを共有しながら進めることが、最初は多少混乱があって職員は煩雑化しますが、公営企業化を先にした場合は軌道に乗るまで職員増が必要になると思います。一緒にすることで現有の勢力で抑えようということで、統合を含めた企業会計化となります。

桑島委員

水道は徴収システムを持っている。事業予算を作るための会計処理も現在上水と下水は別だが、上水に合わせていくのか。また、上水と下水の管路の管理システムがあるはずで、これもシステム系列が別であるが、どのようにしていくのか。原理的には同様の地理情報システムのエンジンを使うはずである。その辺はどのように考えているか。

北田下水道総務課長

現段階で水道と統合するにあたり、会計システムを2つ作るとは効率が悪いため、現在の水道の会計システムに下水も入る予定です。

坂本下水道部長

所沢市電子市役所推進アクションプラン4には、GISの考えも入れ込んでいるかと思います。ただ、今回は上水と下水での一体化になりますので、今のところ組織統合してGISを新たに構築して一体化するという考えはありません。将来的にはどこにあるのか、工事をするのに一目瞭然で

下水が引けるとか水道を気にしなくても良いというのがありますので、今後研究の余地は十分にあると思います。

桑島委員

上水はデジタルデータ上の管路管理システムを持っているはずだが、下水の管理システムはいかがか。また、管路管理システムに関し、他市の状況を伺いたい。財務会計に関しては、パッケージはどこの会社のどのようなシステムで、追加で付加パッケージが出てくるかと思うが、その辺はどのようにみているのか。

北田下水道総務課長

現在水道で使っている財務会計ソフトは株式会社フューチャーインという会社のパッケージソフトです。あまりカスタマイズをかけないで、最小限にして入れ込む予定です。

中村下水道維持課長

他市の事例は分かりませんが、管路システムは水道部の方が進んでおり、下水道部にも下水道施設管理システムがありますが、当面は水道部で使用します。すぐには無理でも、水道部の管路管理システムへの統合を進める予定です。

石本委員

上下水道の一体化については水道部が主導だったのか。

坂本下水道部

第5次所沢市総合計画では下水道の公営企業化や、公営企業化に見合っ

長 た組織の検討をするようになっておりますので、主導的には下水道になっております。

石本委員 2年ほど前に水道事業管理者が一部適用だと話していたが、第5次所沢市総合計画の議案が出た時に全部適用だという話だった。全部適用に変わった背景や議論について伺いたい。

北田下水道総務課長 最初は一部適用という考えでしたが、公営企業化するのであれば水道部と統合したらどうかという話がありました。統合した場合には水道部が全部適用、下水道部が一部適用となり、一部適用ですと財務規定のみが適用となり、責任者が水道事業管理者ではなく市長となるため、指揮命令系統が全く別になり、せっかく企業会計化しても効率的な事務ができません。そうであれば同じ組織になって全部適用し、水道事業管理者を置いて両方の事業を展開した方がより効率的だということで全部適用に変わりました。

石本委員 一部適用になればそういうことになるかとわかっていたのではないかと。最初に一部適用となった議論の背景を伺いたい。

北田下水道総務課長 一部適用の方向性を決めた当初は、本庁舎で一部適用をするという話でしたが、公営企業化ということであれば水道庁舎でやってはどうかという

ことで、変わったということです。

【質疑終結】

【意見】

桑畠委員

基本的には、下水道会計への地方公営企業法の全部適用と上下水道の一体化は非常に素晴らしいと思います。今回明らかになったとおり、上下水道一体化のメリットである財務会計や管路管理システムの統合があり、素晴らしいことだと思います。また、今回の条例第3条第3項が、必ずしもこの要件が所沢市として調整区域全域を下水道処理の対象区域とするという前提ではないということも確認が出来たということで、改めて指摘をしておきたいと思います。以上をもって賛成の意見といたします。

矢作委員

日本共産党を代表して反対の立場から意見を申し上げます。所沢市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてですが、下水道条例への地方公営企業法の全部適用が提案されています。県内及び全国的に見ても適用団体が少なく、全部適用することにより独立採算制が迫られれば、市民負担が増える結果となることも懸念されます。地方公営企業法を適用することには反対ですので、本議案には反対いたします。

【意見終結】

【採決】

議案第 8 2 号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきも
のと決する。

議案第 8 3 号 「所沢市水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

石本委員

審議会委員が 2 0 名から 1 5 名になるということだが、今までの委員の欠席状況を伺いたい。

北田下水道総務課長

水道事業運営審議会の欠席状況ですが、平成 9 年度に水道料金等の改定に関する諮問ということで審議会を 4 回開催しております。欠席者は第 1 回が 2 0 名中 1 名、第 2 回が 2 名、第 3 回が 1 名、第 4 回が 2 名となっております。それ以後の諮問はありませんが、運営審議会委員の任期が 2 年という規定がありましたので、平成 1 0 年度から平成 1 4 年度までに、年に 1 回事業の概要や決算状況の報告のため、審議会を開いております。欠席者ですが、平成 1 0 年度は 2 回開かれており、欠席が 8 人と 2 人、1 1 年度は 4 人、1 2 年度は 2 回で合計で 2 人、1 3 年度が 7 人、1 4 年度が 4 人という状況になっております。

坂本下水道部長

現在、下水道運営審議会を開いておりますので、その状況でいくと、1 回目は全員出席で、2 回目、3 回目は 1 人ずつの欠席です。

石本議員

1 回も発言をしない人は何人ぐらいいるのか。

北田下水道総

1 回も発言しない委員はいません。

務課長

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党を代表して、反対の意見を申し上げます。所沢市水道事業運営審議会条例を、上下水道事業の統合により、上下水道事業運営審議会に条例改正するという提案ですが、下水道事業の地方公営企業法適用に反対ですので、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第 8 3 号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

議案第89号 「合流改善西新井町貯留施設築造工事請負契約締結に
ついて」

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

下水道関係の工事のうち、2億円から4億円までの工事規模で落札率が60パーセントを下回るものはかなりあるのか。

鈴木下水道建設課長

私の記憶ではこれまでありません。

西沢委員

今回辞退者が多かった理由で、西武鉄道株式会社の工事管理者又は工事指揮者の資格を有する者がいなかったことが可能性としてあるということだったが、西武鉄道株式会社の工事管理者という資格があるのか、それとも一般的な鉄道関係の工事管理者という資格なのか。

鈴木下水道建設課長

今回の場合は、西武鉄道株式会社の工事管理者または工事指揮者が必要だということです。

西沢委員

その資格は、西武鉄道株式会社が認定しているという性格のものか。

鈴木下水道建設課長

そのとおりです。

矢作委員

J Rに係る工事があるときにはJ Rの工事管理者になるのか。また、西武鉄道の関連会社以外の業者が請け負ったとしても、実際の工事は関連会社にしか施工させないと聞いたがそうなのか。

鈴木下水道建設課長

確認はしてありませんが、J Rでも鉄道の技術者が必要ではないかと思われます。また、管理者がいれば西武鉄道株式会社の関係者ではなくても、資格のある工事会社であれば工事はできます。

矢作委員

今回は戸田建設株式会社だが、下請けで他の事業者が入ることもあると思う。下請けとしては必ず西武鉄道株式会社が入ってきて、その部分だけは西武鉄道株式会社が必ずやるということになっているのかと思ったのだがどうか。

鈴木下水道建設課長

今の段階では西武鉄道株式会社は下には入ってきておりません。

久保田委員

落札した戸田建設株式会社は高いノウハウを持っているとのことだが、何を基準にしているのか。

坂本下水道部長	今回1,500mmの管を推進工法で掘るわけですが、戸田建設株式会社のそういった工事実績から判断いたしました。
矢作委員	設計金額が適正価格であれば低入札価格調査もしなくてもよいわけである。設計金額は国の単価等で設計していくとこの金額にしかないのか。
鈴木下水道建設課長	設計金額と落札金額の差が大きく開いていることについてですが、これは競争の原理が働いて、業者が工事を受注するメリットを総合的に評価して入札額を入れたものだと思います。
西沢委員	設計金額と落札金額の差額は1億円以上で、その大きな理由が施工日数の短縮とあるが、1日あたりの費用は計算しているか。
鈴木下水道建設課長	設計上の日進量は1日2.9mとしています。業者からは鉄道の下を除いた部分は1日5m、鉄道の下は1日1mということであがってきています。
西沢委員	工期が144日から99日に短縮して設計されているという説明だったが、単純にこの金額を日数で割ると、1日あたりの工事単価になるとい

	うことでよいか。
鈴木下水道建設課長	泥濃部分についてはそのとおりです。
西沢委員	工事の施工日数以外は金額の差は出ないということか。
鈴木下水道建設課長	協力会社の推進機器等を使いますので、損料関係もかなり削減できております。
矢作委員	地質調査はしているのか。また、硬いところがあると工事が遅れたりするのか。
鈴木下水道建設課長	ボーリング調査は2箇所行っております。また、地中の中なのですべて調査しているわけではありませんので、硬い物があれば遅れるという可能性はあります。
西沢委員	現場管理費の差額が3,267万円になっているが、大きな要因は何か。
鈴木下水道建設課長	事務用品や通信交通費等、かなりコストを削減しております。また若干工期も短くなりますので、現場管理費も安くなるということだと思いま

す。

谷口委員

一般管理費は通常10パーセントから15パーセント上乗せされるが、今回は3.1パーセントである。今後、下請けの契約に当たって、資料内にある「不適切な内容」とはどのようなことを想定しているのか。

坂本下水道部
長

支払遅延や下請け業者については適正な価格で下請けさせるということがあると思いますし、下請け業者の労働者の賃金が県の基準賃金よりも低くならないことが不適切でないことと理解しております。

谷口委員

今後、労働者へのしわ寄せがいくということは、色々な問題が出てくる。こういった入札の時に低入札価格で落札し、労働者にしわ寄せが行っていないか、板橋区や新宿区で労働条件審査を行っているケースがあるようである。今回の場合、残業に対して割増賃金が正しく支払われているかというようなレベルの審査は、今回の低入札価格調査をする中で出てきたか。

坂本下水道部
長

今回はそういった話は出ておりません。発注者側と受注者側の信義則に基づいて確約書を出していただき、下請けがあった場合は、下請け業者からも念書を取らせていただきますが、確認の方法も確立されておきませんので、お互いの信頼関係の中で執行されると理解しております。

西沢委員

今までの例だと、確約書を提出することは多いのか。

坂本下水道部長

所沢市低入札価格調査要綱の中では、特に確約書は必須の書類とはなっていない。確認項目がいくつかあり、必要な書類についても書いてあったと思います。確約書は必須の書類とはなっていませんが、確認した職員とすると、品質的なところが心配ですので、確約書を取って低入札価格の調査をしているのが現状です。今回の確約書については、今までにない低い価格ということもあり、不適切な内容にならないような、工期内に基準を満たす工事ができるような項目を入れたということです。

矢作委員

具体的に合流改善とはどのような内容なのか。また、西武新宿線と国道463号線の交差しているところがいつも冠水しているところだと思うが、地下に掘ったマンホールにどのように水が入って出て行くのかを伺いたい。

鈴木下水道建設課長

雨が降ると初期の汚れた雨水をとるための管を入れます。ガードに溜まった水をとるという目的ではありません。あくまでも合流改善の事業の一貫として行っていますので、川に汚れた水が出ないように一番初めの汚い水をとるための施設ということです。

矢作委員

地形で言うと、航空公園の野球場の方が高いが、管の勾配はどのように

なるのか。

鈴木下水道建設課長

管は橋の方から航空公園のほうに向かって2パーミリの勾配があります。航空公園の方が低くなっているため、航空公園側のマンホールにポンプを据えて、雨がやんで晴れたら脇の污水管に流して、処理場まで持って行って綺麗にして川に流すということです。

石本委員

これが完成すると綺麗な物が流れるということであるが、今まで東川にどれくらい汚い物があったのか。

鈴木下水道建設課長

対策前は、BOD(生物化学的酸素要求量)でいうと約50ppmから60ppmです。水質の規定で、40ppm以下にしないといけないということです。

谷口委員

今後このような合流改善工事はかなり行われるのか。

鈴木下水道建設課長

合流改善事業は平成25年度を最終年度にするように国からもいわれ
ております。平成25年度にコンポストセンターの地下を利用して、1,600m³溜められる池を造って完了です。

【質疑終結】

谷口委員

【意見】

公共事業をできるだけ適正価格で、またコスト削減という意味では今回の結果は望ましいと思いますが、そのために下請け業者、協力業者等の労働者へのしわ寄せは、公共事業を発注する立場としてははっきりチェックをしなければならないと考えております。そのため、今後あまりに低入札であった事業については、先進事例である板橋区や新宿区での労働条件審査のように、労働者の割増賃金の支払い等が労働基準法にしっかり適用しているかの事後チェックを検討することを求め、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採決】

議案第89号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第70号 「平成24年度所沢市下水道特別会計補正予算(第1号)」

【補足説明】 な し

【質 疑】

矢作委員

今回水道庁舎に移転する為の費用ということだが、特別会計のままで地方公営企業法を適用しない場合にはこの経費は必要ないということでしょうか。

坂本下水道部長

地方公営企業法の適用が前提ですが、庁舎の狭あいということもありますので、移転の可能性はあるかと思えます。

石本委員

来年4月1日から統合するということだが、移転はいつ頃か。

北田下水道総務課長

今年度の最終出勤日まで本庁舎で業務を行い、3月30日、31日で移転したいという希望はありますが、機構改革がありますので、全体を2日間で動かすのはかなり厳しい状況です。政策企画課からは1週間前に移転をしてほしいという話が出ており、調整段階です。

【質疑終結】

【意 見】

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して、反対の立場から意見を申し上げます。今回の補正予算は当市の下水道事業を地方公営企業法に全部適用し、下水道事業と上水道事業を統合するための移転にかかる経費が提案されております。下水道事業に地方公営企業法を適用することに反対ですので、反対いたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第70号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 午前11時57分

【説明員交代】

再 開 午前11時58分

議案第69号 「平成24年度所沢市一般会計補正予算(第5号)」

当委員会所管部分

【意見】なし

【採決】

議案第69号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

閉会中の継続審査申出の件について(特定事件)

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会 午前11時59分